

議案第11号

アンモニア水の取得について

西淀工場ほか4工場の運営のため、次の工業薬品を買い入れる。

- | | | | |
|---|---------|-------------------------------|------------|
| 1 | 物 件 | アンモニア水 | 約859,000kg |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市西区江戸堀1丁目4番23号
セイブ化成株式会社 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 79,844,050円 | |
| 4 | 納 入 期 間 | 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで | |

令和7年8月25日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横 山 英 幸

説 明

アンモニア水を買い入れるため、大阪広域環境施設組合財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪広域環境施設組合財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第8号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売り払いとする。